



2018年9月21日

各 位

会 社 名 シェアリングテクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 引字 圭祐
(コード：3989、東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 経営戦略室長 森吉 寛裕
(TEL. 052-414-6025)

**自己株式の取得状況および取得終了に関するお知らせ
(会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)**

シェアリングテクノロジー株式会社（以下：シェアテック）は、会社法第 459 条第 1 項およびシェアテック定款 41 条の規定に基づく、自己株式の取得状況について、下記のとおりお知らせいたします。

なお、下記の取得を持ちまして自己株式の取得はすべて終了いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得した株式の総数	97,700 株（上限株数まで残り 43,900 株）
(3) 株式の取得価額の総額	176,219,200 円（上限総額まで残り 300 円）
(4) 取得期間	平成 30 年 9 月 1 日～平成 30 年 9 月 20 日
(5) 取得方法	市場買付け

(ご参考)

I. 平成 30 年 6 月 28 日付の書面決議における決議内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	50,000 株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 0.82%)
(3) 株式の取得価額の総額	190,000,000 円 (上限)
(4) 取得期間	平成 30 年 7 月 2 日～平成 31 年 7 月 1 日までの 1 年間
(5) 取得方法	市場買付け

(注) 1. シェアテックは、今般の自己株式取得に関して、証券会社との間で買付委託契約を締結する予定であります。

2. 上記買付委託契約において、証券会社が当該契約に従いシェアテック普通株式を取得するには、契約締結時においてシェアテックが保有している重要事実の全てにつき、公表されたかまたはその検討が中止になった旨がシェアテックから証券会社に対して通知される必要がある旨が規定される予定です。したがって、上記表中(4)に記載の取得期間の開始後でも、上記重要事実にかかる通知がなされるまでは、自己株式の取得は開始されません。重要事実の全てにつき、公表されるまたはその検討が中止になる時期は、現時点では、平成 30 年 9 月期第 3 四半期決算発表日後になることを予定しております。

3. シェアテックは、本日、シェアテック普通株式につき、平成 30 年 8 月 6 日 (予定) を効力発生日とする、1 株につき 3 株の割合での株式分割 (以下: 本株式分割) を決議したことを公表しております。本株式分割の効力発生日以降、上記表中(2)に記載の取得し得る株式の総数は、本株式分割と同じ比率で調整され、かかる調整後、取得し得る株式の総数は、150,000 株となります。

4. 市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性があります。

II. 上記、書面決議以降に取得した自己株式の累計

- (1) 取得した株式の総数 106,100 株
- (2) 取得価額の総額 189,999,700 円

以上